

和歌山県 令和8年度 「空き家相談窓口」のご案内

和歌山県 令和8年度「空き家相談窓口」事業の委託事業者として和歌山県宅建協会が選定されました。


専門知識や経験を持った当協会の相談員（空き家管理活用マイスター）が、他の士業の専門家とも連携し、空き家に関するご相談をお受けします。



窓口名称	「わかやま空き家相談窓口」
問合せ先	 073-498-8484 （和歌山県宅建協会内） 受付時間 10:00～12:00／13:00～16:00（土日、祝祭日、年末年始除く）
相談の対象となる方	和歌山県内に空き家を所有している方 ※（空き家を相続することが見込まれる方等）
相談費用	無料 ※各種専門家へのご相談や業務依頼は、有料となる場合がございます。
予約受付	1. 上記お問合せ番号で予約 2. インターネットで予約（以下のURLよりお申込みください） https://takuseru.com/

[タクセル 和歌山](#) [検索](#)

相談方法は2種類

会場相談会に参加する	<ul style="list-style-type: none">・ 県内各地で相談会「空き家なんでも相談会」を開催しています。・ 予約制となります。お申込みは上記問い合わせ先まで。・ 対面での個別相談となります。・ 予約をキャンセルする場合は事前にご連絡ください。・ 土地建物の登記簿謄本、固定資産税納税通知書、売買契約書、権利書等ございましたらご持参ください。対応がスムーズになります。	相談日程はこちら 
会場相談会に参加できない方	<ul style="list-style-type: none">・ お申込みは上記問い合わせ先まで。・ 窓口事務局にて相談内容を確認後、相談員から連絡が入ります。	
その他	<ol style="list-style-type: none">1. 相談をお受けするには個人情報に関する同意が必要となります。同意を頂けない場合は、ご相談をお受けできません。2. 次のご相談は最寄りの市町村までお問い合わせください。<ul style="list-style-type: none">・ 隣の空き家の雑草等の苦情・ 隣の空き家の管理不足に由来する苦情・ 各市町村補助金に関する相談3. 税金に関する相談は最寄りの税務署までお問い合わせください。	

相談のお申込みはネットからもOK
インターネット空き家相談専用サイト



TAKUSERU
タクセル

和歌山県の行政と各分野の専門家が、協力して空き家相談に対応しています。



「わかやま空き家相談窓口」

受託事業者

公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会

〒640-8323 和歌山市太田143-3和歌山県宅建会館